

いじめ防止基本方針

佐渡市立二宮小学校

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

2 定義

(1) いじめの定義

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より）

(2) いじめ類似行為の定義

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（令和2年「新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項」より）

[補足]（平成28年度 文科省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より）

- ① 仲間はずれや無視など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- ② 本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、確認する。
- ③ アンケートで何らかの訴えがあった場合、「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する。
- ④ いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」を限定的に解釈しないよう努める。（平成26年3月 県教委「いじめ防止基本方針」より）

4 基本方針策定上の留意事項

- (1) 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (2) 策定した基本方針をホームページで公開したり、PTA総会で配付して説明するなど、保護者への周知を図る。あわせて、児童や保護者がいじめに関する相談を容易にできるよう、教頭または生活指導主任が相談担当の窓口であることを明確にし、周知を図る。
- (3) 基本方針に基づく取組の実施状況を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて見直し、改善に取り組む。（PDCAサイクルによる）

5 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

6 保護者の責務

- (1) 保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童がいじめ等を行うことのないよう、当該児童に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。
- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護するとともに、その保護する児童が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- (3) 保護者は、学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。（「新潟県いじめ等の対策に関する条例8条」）

II いじめ防止基本施策

1 いじめの未然防止

児童が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また、「特別の教科道徳」の「児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること」により、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (2) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、居場所づくりを進めるとともに、児童同士の絆づくりをとおして、自己有用感や充実感を得られるようにする。

- (3) 児童がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童がいじめに向かわないようにストレスに適切に対応できる力を育む。

2 いじめの早期発見・即時対応のための措置

- (1) いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。
- (2) いじめを受けたとされる児童やいじめの疑いを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。
また、いじめの認知を市教育委員会に直ちに報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用について相談する等緊密に連携する。

3 いじめの防止等のための対策に従事する教職員の資質の向上

- (1) いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施する。
- (2) 全教職員がいじめの相談窓口になれるように研修するとともに、いじめの防止等に関する資質の向上を図る。

III いじめ防止対策のための組織

1 いじめ不登校対策委員会の設置

- (1) 構成員 生活指導主任、校長、教頭、教務主任、養護教諭、当該学年
※ 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等
※ 重大な事案発生の場合には佐渡警察署員等
- (2) 活動 ① アンケート調査及び教育相談に関すること
② いじめ、いじめの疑いの情報収集と記録
③ 教職員間での情報の共有
④ いじめ問題に対する児童・保護者・地域住民の理解を深めること
⑤ いじめ事案発生時の対応
- (3) 開催 月1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。
- (4) 運営上の留意事項
ア 同委員会は、いじめの疑いに関する情報を的確に共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制とする。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が行う。
イ 情報の収集と記録、共有ができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同委員会に報告・相談する。

2 いじめに対する措置

- (1) いじめの未然防止
ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
イ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「人権集会」などの取組を推進し、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
ウ 教職員は、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
エ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童及び周囲の児童に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。
オ 児童に対して、傍観者にならず、アンケート等で報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
カ 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
キ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。
- (2) いじめの早期発見
ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃の観察や信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。
イ 児童が自らSOSを発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
ウ いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等、学校と保護者の連携に努める。
エ 全校児童に「心の健康チェック」を4～6年生は毎月、1～3年生は年3回実施し、結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。
オ 各学級で必要に応じて学級児童全員を対象に個別の「教育相談」を実施する。
カ 「カウンセラー派遣事業」を有効に活用し、相談体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童を徹底して守り通す。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のために、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援をする。
- ・ 児童への聞き取りは、複数の職員で行う。場合によっては、保護者同席のもとで行う。
 - ・ いじめを行った児童については、保護者に来校を要請し、事実の報告及び指導を行う。
 - ・ いじめを受けた児童については、校長・担任が家庭訪問し、事実を伝え、誠心誠意謝罪する。
 - ・ いじめを受けた児童や保護者の立場に立って誠意ある対応を常に心がけ、学校としての事実確認の報告と解決に向けた方針を明確に説明する。
 - ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要と認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。
 - ・ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、その後、継続して様子を観察する。(最低でも3ヶ月を経過するまでは、要観察)
- ウ いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- ・ いじめは相手の人格を傷つけ、生命も脅かす好意であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させる。
 - ・ いじめを行う背景にあるストレス等の要因を把握し、いじめに向かわないように対処できる力を育むよう支援する。
- エ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。
- オ いじめに係る情報を被害、加害児童の保護者間で共有して相互理解に努め、いじめ解消に向かう環境を整える。特に保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。加害児童の人格を否定せず、言動面の改善を粘り強く指導し、相互信頼の回復に努める。
- カ いじめの詳細について市教育委員会に報告する。必要に応じて市子ども若者相談センターに相談し、連携して取り組む。
- キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認する。

(平成28年度 文科省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より)

4 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校運営協議会」「学校警察等連絡協議会」「青少年健全育成協議会」「佐渡市PTA連合会」「深めよう絆にいがた県民会議」等との連携を推進する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発を行う。

また、教職員はネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

6 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

イ 学校運営協議会等へ、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。また、民生委員・児童委員や地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

7 年間計画(教育計画に記載)

いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。

IV 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」、「新潟県いじめ防止基本方針(令和3年7月改訂)」及び市基本方針により適切に対応する。

2 重大事態の意味

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 いずれの場合も、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
- (2) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

3 重大事態への対処 (平成29年3月 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会や関係機関に速やかに報告し、連携して対処する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
 - ・「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、特別組織の構成員を決定する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。プライバシーを考慮しつつ、包み隠さず報告し、連携していく。

この基本方針は、いじめに関する法令及び文部科学省、新潟県教育委員会からの関係通知・通達に則り、毎年度見直しを図るものとする。

策定	平成26年11月27日	
	平成30年12月7日	一部改訂
	令和2年1月30日	一部改訂
	令和3年4月1日	一部改訂
	令和4年4月1日	一部改訂
	令和5年4月1日	一部改訂

<組織的な対応の流れ>

